千葉県統計調査条例

昭和２５年３月２４日条例第　１号
改正　昭和３５年７月１６日条例第２１号
〃　平成　４年３月２６日条例第１２号
〃　平成２１年３月　６日条例第　６号
〃　令和　７年３月　７日条例第２１号

（目的）

第１条　この条例は、統計法（平成１９年法律第５３号。以下「法」という。）及び統計法施行令（平成２０年政令第３３４号）に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の真実性及び有用性を確保し、県の行政運営のための適確かつ公正な基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　県統計調査　法第２条第５項に規定する統計調査のうち、県が行う調査（国その他の者から委託を受けて行うものを除く。）をいう。

（２）　県指定統計調査　県統計調査のうち、県行政の基本政策の決定等のための基礎資料を得ることを目的とする県統計調査であつて、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が指定し、その旨を告示したものをいう。

（県統計調査の実施）

第３条　知事等は、県指定統計調査を行おうとする場合は、その目的、事項、範囲、期日、方法、次条に規定する報告義務に関する事項、結果の公表に関する事項その他必要な事項を規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めなければならない。

２　知事等は、県指定統計調査以外の県統計調査を行おうとする場合は、その目的、事項、範囲、期日、方法及び結果の公表に関する事項を告示しなければならない。

３　知事等は、県統計調査の実施に当たつては、当該県統計調査において報告を求められる個人又は法人その他の団体の事務負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。

（報告義務）

第４条　知事等は、県指定統計調査のため必要がある場合は、その調査事項について、個人又は法人その他の団体に対して報告を求めることができる。

２　前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（統計調査員）

第５条　知事等は、その行う県統計調査のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

２　統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県統計調査の調査票の配付及び取り集めその他県統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第６条　知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県指定統計調査と誤認させる調査の禁止）

第７条　何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表等）

第８条　知事等は、県統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表しなければならない。ただし、県指定統計調査以外の県統計調査の結果について知事等が必要と認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

２　知事は、県統計調査の結果を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用その他の適切な方法により県統計調査の結果の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（県統計調査の実施に対する協力）

第９条　知事等は、県統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係行政機関の長又はその他の者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（調査票情報の二次利用）

第１０条　知事等は、次の各号に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第２条第１１項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

（１）　統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

（２）　統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第１１条　知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行つた県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

（１）　国の行政機関（法第２条第１項に規定する行政機関をいう。）、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者　統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

（２）　前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者　当該規則で定める統計の作成等

（委託による統計の作成等）

第１２条　知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行つた県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの作成及び提供）

第１３条　知事等は、その行つた県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データ（法第２条第１２項に規定する匿名データをいう。以下同じ。）を作成することができる。

２　知事等は、前項の規定により作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の規定は、県から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

４　知事等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、第１項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第１４条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（１）　第１１条の規定により調査票情報の提供を受けた者　当該調査票情報

（２）　前条第４項の規定により匿名データの提供を受けた者　当該匿名データ

２　前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第１５条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

（１）　前条第１項第１号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者　当該調査票情報を取り扱う業務

（２）　前条第１項第１号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者　当該委託に係る業務

２　第１１条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第１３条第４項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（手数料）

第１６条　次の各号に掲げる者は、使用料及び手数料条例（昭和３１年千葉県条例第６号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（１）　第１２条の規定により、知事等に委託をしようとする者

（２）　第１３条第４項の規定により、知事等が作成した匿名データの提供を受けようとする者

（委任）

第１７条　この条例の施行について必要な事項は、知事等が定める。

（罰則）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

（１）　第７条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

（２）　第１５条第１項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

２　前項第１号の罪の未遂は、罰する。

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

（１）　第１３条第１項の規定により作成した匿名データの取扱いに従事する県の職員若しくは職

員であつた者又は県から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

（２）　第１５条第１項各号に掲げる者で、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

（２）　県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第２１条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

（２）　第６条第１項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（３）　第１３条第４項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和３５年７月１６日条例第２１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過規定）

２　この条例施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この条例による改正後の条例の規定に基づいて交付されたものとみなす。

３　この条例施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づいて提出されている申請書等は、この条例による改正後の条例の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附　則（平成４年３月２６日条例第１２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

(1)　第１１条の改正規定（「５千円」を「１０万円」に改める部分に限る。）及び第１２条の改正規定（「５千円」を「１０万円」に改める部分に限る。）並びに次項の規定　　平成４年５月６日

(2)　第７条の改正規定（「使用しては」を「使用し、又は使用させては」に改める部分に限る。）及び第１１条の改正規定（同条中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に１号を加える改正規定に限る。）　平成４年７月１日

（経過措置）

２　この条例（前項第１号に規定する改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年３月６日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

３　使用料及び手数料条例（昭和３１年千葉県条例第６号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和７年３月７日条例第２１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。